

平成八年十二月 奈良県条例第七号
平成十二年四月一日現在

目次

前文

第一章 総則（第一条、第八条）

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の基本指針（第九条）

第二節 環境総合計画（第十条）

第三節 環境の保全及び創造のための施策等（第十一条、第二十四條）

第四節

地球環境の保全の推進（第二十五条）

第五節 推進体制の整備等（第二十六条、第二十七条）

附則

私たちの住む奈良は、世界に誇る貴重な文化遺産を今に残す奈良盆地とこれを取り巻く美しい青垣の山並み、吉野山地等の雄大な自然など豊かな環境に恵まれ、これらは、私たちに多くの恵みをもたらすとともに、訪れる人々に限りない親しみを抱かせてきた。

しかしながら、近年の資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、私たちに物質的な豊かさや便利さをもたらす反面、環境への負荷を増大させ、地域の環境のみならず、人類の存続の基盤である地球全体の環境をも脅かすまでに至っている。

もとより、健全で恵み豊かな環境は、健康で文化的な生活を営む上で欠くことができないものであり、私たちは、その環境を良好な状態で将来の世代に継承していかなければならない。

このため、私たちは、一人一人が環境の有限性を深く認識し、事業活動や日常生活など私たちの活動そのものを環境への負荷の少ないものに改め、持続的な発展が可能な社会を構築するとともに、このような取組を通じて地球環境の保全に貢献していかなければならない。

ここに、すべての奈良県民の参加の下に、豊かで美しい奈良の環境を保全し、創造するとともに、これを将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

3 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第三条 環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来にわたつて維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによつて、持続的発展が可能な社会が構築されるように、行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、文化遺産及びこれと一体をなす歴史的風土並びに豊かな自然環境を生かし、潤いと安らぎのある快適な環境が確保されるように、行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境とかわつていくことにかんがみ、地球環境の保全に資するように、行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。この場合において、県は、主として、広域にわたる施策を実施するものとする。

2 県は、市町村が行う環境の保全及び創造に関する施策の総合調整を行うとともに、技術的助言等の支援に努めるものとする。

第五条 削除

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となつた場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第七条 県民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に、自ら積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境の状況等の公表)

第八条 知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等を公表するものとする。

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の基本指針

第九条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

三 人と自然及び文化遺産との豊かな触れ合いが保たれること。

四 資源及びエネルギーの利用等における物質循環が促進されること。

第二節 環境総合計画

第十条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、奈良県環境総合計画（以下「環境総合計画」という。）を定めなければならない。

2 環境総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境総合計画を定めようとするときは、あらかじめ、奈良県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。

第三節 環境の保全及び創造のための施策等

(県の施策の策定等に当たつての配慮)

第十一条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境総合計画との整合を図ることにより環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(環境への配慮の促進)

第十二条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者（以下次条までにおいて「開発事業者」という。）がその事業の実施に当たり環境の保全及び創造について配慮すべき事項を定めるとともに、開発事業者がこれに即して自ら積極的に配慮することを促進するため、その普及に努めるものとする。

（環境影響評価の推進）

第十三条 県は、開発事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（規制の措置）

第十四条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

（技術的助言等の措置）

第十五条 県は、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを促進することにより環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は県民に対し、技術的助言等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全及び創造に資する施設の整備等の推進）

第十六条 県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び河川等の水質の浄化、森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（良好な景観の形成）

第十七条 県は、文化遺産及びこれと一体をなす歴史的風土と調和

のとれた良好な景観の形成を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（資源の循環的な利用等の促進）

第十八条 県は、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（環境管理の促進）

第十九条 県は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う環境管理の実施が促進されるように、その普及に努めるものとする。

（環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等）

第二十条 県は、事業者及び県民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これに関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の促進）

第二十一条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（次条において「民間団体等」という。）が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、技術的助言等の必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第二十二条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（調査研究の実施）

第二十三条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全及び創造に関する事項について、必要な調査研究を行うものとする。

（監視等の実施）

第二十四条 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験、検査等を行うものとする。

第四節 地球環境の保全の推進

第二十五条 県は、国の施策と相まつて、市町村、事業者及び県民と連携して、地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。

2 県は、国等と連携して、海外の地域との環境の保全に関する情報及び人材の交流等を行うことにより地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第五節 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第二十六条 県は、国、市町村、事業者及び県民と連携して、環境の保全及び創造に関する施策を推進する体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第二十七条 県は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている環境の保全及び創造に関する県の基本的な計画であつて、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により定められた環境総合計画とみなす。

(奈良県自然環境保全条例の一部改正)

3 奈良県自然環境保全条例(昭和四十九年三月奈良県条例第三十二号)を次のように改正する。

目次中 「前文 第一章 総則(第一条・第九条)」 を「第一章 総則

(第一条・第九条)」に改める。

前文を削る。

第一条中「自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに」を削り、「自然環境の適正な保全を総合的に推進し」を「自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし」に改める。

第三条を次のように改める。

(県、市町村、事業者及び県民の責務)

第三条 県、市町村、事業者及び県民は、奈良県環境基本条例(平成八年十二月奈良県条例第七号)第三条の基本理念にのつ

とり、自然環境の適正な保全を図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第五条を次のように改める。

第五節 地域開発施策等における配慮

第五条 県は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たつては、自然環境の適正な保全について配慮しなければならない。

第六条から第九条までを次のように改める。

第六条から第九条まで 削除